

参 考 資 料

目 次

- | | |
|---|---|
| 1. 管理栄養士・栄養士の資格について | 1 |
| 2. 介護保険施設の栄養士等の配置状況について | 2 |
| 3. 介護保険施設在所者に占める 経管栄養を受けた者の割合（施設の種別） | 3 |

管理栄養士・栄養士の資格について

| | 管理栄養士 | 栄養士 |
|---------|---|--|
| 定義 | <p>管理栄養士とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導 ・ 個人の身体状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導 ・ 特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養の状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれら施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者 <p>(栄養士法第一条第二項)</p> | <p>栄養士とは、栄養の指導に従事することを業とする者</p> <p>(栄養士法第一条第一項)</p> |
| 資格の種類 | 厚生労働大臣免許 | 都道府県知事免許 |
| 資格の取得方法 | <p>栄養士であって、管理栄養士国家試験に合格した者。</p> <p>(栄養士法第二条第三項)</p> | <p>栄養士養成施設において2年以上必要な知識及び技術を習得した者。都道府県知事へ申請することによって取得。</p> <p>(栄養士法第二条第一項)</p> |
| 医師の指導 | <p>管理栄養士は、傷病者に対する療養のための必要な栄養の指導を行うにあたっては、主治の医師の指導を受けなければならない。</p> <p>(栄養士法第五条の五)</p> | (規定なし) |

介護保険施設の栄養士等の配置状況について

| | 施設数 | 定員 | 栄養士 | |
|-----------|--------|---------|--------|-----------|
| | | | (常勤換算) | 管理栄養士(再掲) |
| 介護老人福祉施設 | 5,084 | 346,069 | 5,268 | 3,372 |
| 介護老人保健施設 | 3,013 | 269,524 | 3,931 | 2,790 |
| 介護療養型医療施設 | 3,817 | 139,636 | 3,342 | 1,995 |
| 計 | 11,914 | 755,229 | 12,541 | 8,157 |

(平成15年介護サービス施設・事業所調査)

介護保険施設在所者に占める経管栄養を受けた者の割合（施設の種別別）

| | |
|-----------|-------|
| 介護老人福祉施設 | 4.6% |
| 介護老人保健施設 | 2.3% |
| 介護療養型医療施設 | 18.7% |

注：平成13年介護サービス施設・事業所調査より算出したものである。